

特定健康診査・特定保健指導について

特定健康診査（特定健診）とは
 40歳から74歳までの組合員及び被扶養者に対し、生活習慣病予防を目的とした健康診断

特定保健指導とは
 特定健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に、疾病を未然に防ぐため、医師や保健師の指導のもと、生活習慣改善を目指すプログラム

特定健診と特定保健指導は、医療保険者である共済組合の義務とされています。
これらの実施率が低い医療保険者には、後期高齢者支援金に対する加算金（ペナルティ）が課せられます。
 当共済組合に加算金が課せられると、短期給付（医療保険）財政に悪影響を与え、場合によっては、組合員の皆様からお預かりする**掛金が増額する**おそれがあります。
 このようなことにならないようするため、組合員・被扶養者の皆様には「特定健診の受診」と「特定保健指導の利用」をお願いしています。

特定健診・特定保健指導の実施状況

令和元年度から令和5年度までの実施状況は以下のとおりです。

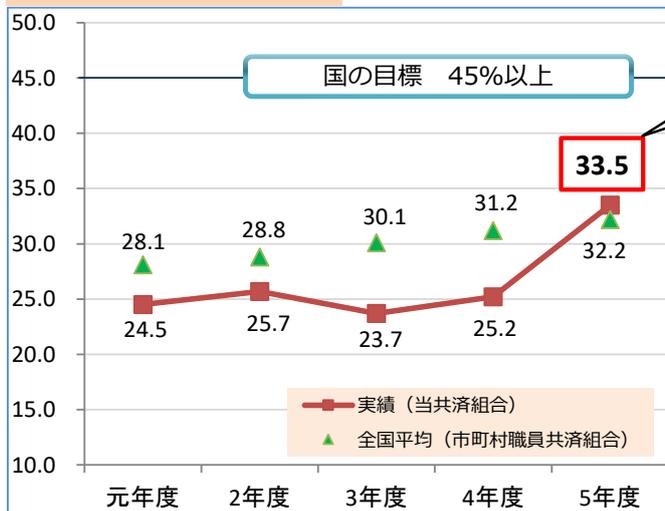
特定健診受診率の推移



特定健診の受診率は、令和5年度は短期組合員の加入により組合員数が増加したため低下し、全国平均に届きませんでした。



特定保健指導利用率の推移



特定保健指導の利用率は、令和5年度は前年度を上回る結果になりましたが、国の目標値を上回ることはできませんでした。



当共済組合は、引き続き受診率・利用率を引き上げるための取組を進めます。
 組合員、被扶養者の皆様には、「特定健診の受診」と「特定保健指導の積極的な利用」に御理解と御協力をお願いします。